

保護者 各位

岡山県立西大寺高等学校長

臨時休業時におけるICTを活用した学習指導等の実施体制について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のことと拝察申し上げます。
また、平素から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、全国的に新規感染者数の増加が見られ、緊急事態宣言を東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に発令する方針となり、いまだ収束の見通しは立っておりません。本校でも、いつ校内で感染者が発生してもおかしくない状況と認識し、引き続き感染防止対策の徹底に努めている状況です。
その様な状況により、今後、やむを得ず臨時休業となった場合の対応について次のとおりといたしますので、生徒とともにご確認をお願いいたします。
また、岡山県教育委員会は県立学校の行動基準を令和3年4月9日から「レベル2」の対応としています。これに伴い、県立学校では生徒の出欠の取扱い等について4月9日付の文書でご連絡していますが、改めてご確認をお願いいたします。

1 オンライン授業の実施について

- | | | | |
|--------|--|-----------------|--------------|
| (1) 開始 | 臨時休業2日目からオンライン授業を開始します。 | | |
| (2) 時程 | 8:30 | MeetによるオンラインSHR | |
| | 8:40～ 9:20 | オンライン授業① | その曜日の1限の授業科目 |
| | 9:40～10:20 | オンライン授業② | その曜日の2限の授業科目 |
| | 10:40～11:20 | オンライン授業③ | その曜日の3限の授業科目 |
| | 11:40～12:20 | オンライン授業④ | その曜日の4限の授業科目 |
| 注1 | オンライン授業は午前中のみの実施とします。午後は課題等を中心に各自で取り組んでください。 | | |
| 注2 | 休業が1週間を超える場合は、オンラインでの実施授業をその曜日の5～7限の授業科目に変更する予定です。 | | |

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- | |
|--|
| (1) 児童生徒等の感染が判明した場合 |
| (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合 |
| (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合 |
| (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
(「地域の感染レベル」が2又は3の場合のみ適用) |
| 出席停止とする期間 |
| (1) については、保健所等が指示する日まで。 |
| (2) については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間。 |
| (3) (4) については、症状がみられなくなるまで。 |

3 上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

- | |
|---|
| 保護者から感染が不安で休ませたいとの申し出があった場合 |
| (1) 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域である場合 |
| (2) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、その家族を隔離する手段がない場合 |
| 上記の(1)(2)共に該当する場合には出席停止とする。 |

4 風評被害の防止

本校関係者から感染者や濃厚接触者が発生した場合等、SNS等での本人への誹謗中傷や当該者の個人情報流布等の行為は重大な人権侵害に該当するものと考えます。
よって、これらの行為を安易に行わないよう、ご家庭でも注意をお願いいたします。
万が一、この様な行為が確認された場合、岡山県教育委員会とも連携し、被害者保護を最優先するとともに、加害者に対して毅然とした対応を取らせていただきます。

5 その他

- ・PCR検査（抗原・抗体検査を含む）を受検されることになった場合は、早急に学校にご連絡ください。
- ・検温や健康観察、マスクの着用などの感染拡大防止対策に引き続きご協力をお願いいたします。
- ・保護者向けメール配信システムで各種情報を配信します。登録が年度で更新となっていますので、未登録の方は早急に登録をお願いします。